

こ安全第 7 9 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

さいたま市保健所長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長

} 様

埼玉県福祉部こども安全課長
(公印省略)

埼玉県朝霞児童相談所の新設等について（通知）

本県の児童福祉行政につきましては、日頃、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、現在 7 か所の児童相談所を設置しているところですが、このたび、新たに 8 か所目となる児童相談所（一時保護所付設）を設置いたしますので、お知らせいたします。（令和 7 年 4 月 1 日開所予定）

これに伴い一部の児童相談所の所管区域が変更となりますので、管内医療機関への周知をお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会及び一般社団法人埼玉県歯科医師会に対しては会員への周知について別途依頼しましたことを申し添えます。

<新設する児童相談所>

名称：埼玉県朝霞児童相談所

所在地：埼玉県朝霞市青葉台 1 丁目 1 0 番 6 3 号

電話番号：0 4 8 - 4 6 5 - 4 1 5 2

※令和 7 年 4 月 1 日（開所予定日）から使用可能となる番号です。

<管轄区域の変更>

別紙

埼玉県福祉部こども安全課
児童相談所整備担当
電話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 6 2

別紙

○現行：～令和 7 年 3 月 3 1 日

児童相談所	所管区域
埼玉県川越児童相談所 (7 市 1 0 町 1 村)	川越市、東松山市、 <u>富士見市</u> 、坂戸市、鶴ヶ島市、 <u>日高市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u> 、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (8 市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u>

○変更後：令和 7 年 4 月 1 日～

児童相談所	所管区域
埼玉県朝霞児童相談所 (6 市 1 町)	<u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u>
埼玉県川越児童相談所 (4 市 9 町 1 村)	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (5 市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>日高市</u>